

大分県スポーツ推進条例(仮称)案の概要

目的	<p>1 スポーツの推進について、基本理念を定め、県の責務並びに県民、事業者、スポーツ関係団体及びスポーツ関係者の役割を明らかにする。</p> <p>2 スポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定める。</p> <p>上記1、2によって、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、もって県民の心身ともに健康な生活及び活力ある地域社会の実現に寄与する。</p>						
基本理念	<table border="0"> <tr> <td>1 県民参加の促進</td> <td>4 障がい者への配慮及び支援</td> </tr> <tr> <td>2 健康づくりの推進及び健康寿命の延伸</td> <td>5 競技力の向上</td> </tr> <tr> <td>3 子どもの健全育成</td> <td>6 地域の活性化</td> </tr> </table>	1 県民参加の促進	4 障がい者への配慮及び支援	2 健康づくりの推進及び健康寿命の延伸	5 競技力の向上	3 子どもの健全育成	6 地域の活性化
1 県民参加の促進	4 障がい者への配慮及び支援						
2 健康づくりの推進及び健康寿命の延伸	5 競技力の向上						
3 子どもの健全育成	6 地域の活性化						
責務・役割	<p><u>1 県の責務</u> (1)スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する。 (2)施策を策定し、実施する際は、県民、市町村、事業者、スポーツ関係団体、スポーツ関係者、学校及び保健医療福祉関係者その他の健康づくり関係者との連携に努める。</p> <p><u>2 県民及び事業者の役割</u> スポーツが県民生活及び地域社会で果たす役割について理解を深めるよう努めるとともに、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努める。</p> <p><u>3 スポーツ関係団体及びスポーツ関係者の役割</u> (1)スポーツの推進に主体的に取り組むよう努める。 (2)県、市町村、事業者、他のスポーツ関係団体、他のスポーツ関係者、学校及び保健医療福祉関係者その他の健康づくり関係者との協働に努める。</p>						
県の施策	<p><u>1 推進計画</u> スポーツの推進に関する計画を策定する。</p> <p><u>2 生涯にわたるスポーツ活動の推進</u> 県民がスポーツ活動に参加する機会の提供その他の必要な施策を講ずる。</p> <p><u>3 健康づくりの推進及び健康寿命の延伸</u> 適切な情報の提供その他の必要な施策を講ずる。</p> <p><u>4 子どものスポーツ活動の推進</u> 子どもがスポーツ活動に参加する機会の提供その他の必要な施策を講ずる。</p> <p><u>5 学校におけるスポーツ活動の推進</u> 教員の資質の向上その他の必要な施策を講ずる。</p> <p><u>6 障がい者のスポーツ活動の推進</u> 障がいの種類及び程度に応じたスポーツへの参加の機会の提供その他の必要な施策を講ずる。</p> <p><u>7 競技力の向上</u> スポーツ選手の計画的な育成その他の必要な施策を講ずる。</p> <p><u>8 スポーツを通じた地域の活性化</u> スポーツツーリズムの推進その他の必要な施策を講ずる。</p> <p><u>9 スポーツの観戦及び支援の促進</u> スポーツの観戦機会の提供その他の必要な施策を講ずる。</p> <p><u>10 人材の確保、育成及び活用</u> スポーツ指導者及びスポーツ活動に携わる人材の確保等のため必要な施策を講ずる。</p> <p><u>11 調査研究及び情報提供</u> スポーツに関する調査研究及び広く県民に対してスポーツに関する情報提供を行う。</p> <p><u>12 スポーツ施設の整備等</u> スポーツ施設の整備及び管理を行うとともに、利用促進のため必要な施策を講ずる。</p> <p><u>13 顕彰</u> スポーツで特に優秀な成績を収めた者及びスポーツの推進に特に功績があったと認められる者の顕彰を行う。</p> <p><u>14 財政上の措置</u> 施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。</p>						